

平成 28 年度 第 1 回市川市環境審議会 会議録

環境政策 それでは、ただいまより平成 28 年度第 1 回市川市環境審議会を開会いたします。
課長 申し訳ございませんが、着座にて進行させていただきます。

本日の出席委員数でございます。先程ご案内しましたとおり、大野委員、稲葉委員から欠席のご連絡をいただいております。また、辰田委員につきましては、お見えになってない状況でございます。従いまして、現在、14 名の委員の方がご出席いただいておりますので、市川市環境審議会条例第 6 条第 2 項において、「会議の開催は、委員の半数以上の出席」と定めておりますことから、本日の会議は、定足数に達しております。

本日の審議会につきましては、今のところの傍聴希望者は、いらっしゃらないということでございます。

本日の議題でございますが、まず、

次第 1. 会長・副会長の選出について、

次第 2. 報告事項といたしまして、

(1) 生物多様性いしかわ戦略（平成26年3月策定）の推進について

(2) 「市川市環境保全条例施行規則」の一部改正について

(3) 次期クリーンセンター建設事業について

となっております。

はじめに、次第 1 の会長・副会長の選出でございます。今回の委員の改選によりまして、現在、会長・副会長が不在でございます。ここで、会長・副会長の選出をお願いするものでございます。選出にあたりまして、まず、議事進行役となります座長を事務局で務めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

環境政策 ありがとうございます。それでは、皆様から「異議なし」のお言葉を頂きましたので、事務局で本日の議題であります「会長」が選出されますまで、私が議事進行を務めさせていただきます。

それでは、平成 28 年度 第 1 回市川市環境審議会の会議に入ります。

始めに、本日の審議会でございますが、市川市における審議会等の会議公開に関する指針に基づきまして「公開」とすることによろしいでしょうか。

(異議なし)

環境政策 では、公開することといたします。

課長 それでは会議に入らせていただきます。

次第１ 会長・副会長の選出についてでございます。市川市環境審議会条例 第５条により「互選する」となっております。一般的には、立候補もしくは、推薦という方法がございますが、どなたかご意見がございますでしょうか。

(西村委員 挙手)

環境政策 西村委員お願いします。

課長

西村委員 おはようございます。私の意見ですが、千葉商科大学の平原委員がいいのではないかとということで、推薦いたします。平原委員は、地球環境学の専門ということで、以前、この審議会委員を３期も務められた経験があり、豊かな知識と経験をお持ちの方と存じておりますので、会長に適任というふうに思いますので、推薦させていただきます。以上です。

環境政策 ただいま、西村委員から、新会長の職を平原委員にお願いできないかのご推薦
課長 をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

環境政策 「異議なし」のお言葉をいただきました。平原先生、皆様からご賛同を頂いてお
課長 りますので、ぜひ会長の職をお願いできますでしょうか。

平原委員 若輩者ではありますが、皆様からの推挙とあらば、お引き受けいたします。

環境政策 それでは、よろしく願いいたします。ここで、会長が決まりましたので、私の
課長 役目は終わりました。皆様、ご協力ありがとうございました。平原先生におかれましては、会長席への移動をお願いいたします。

平原会長 それでは、推挙だけでしたので、少しご挨拶かたがた始めたいと思います。

私、今、西村委員から推挙いただいたわけですが、ちょうど私がこの市川市で勤め始めてから６年間この委員を務めさせていただきました。さすがにもう少し見聞を広めたいということで、しばらく下野しておったのですけれども、皆様の

ご希望に応えられるかどうか、わかりません。ふつつかな進行にはなるかもしれませんが、今後ともよろしくお願いします。

では、本日は議題も多々ございますので、着席のまま会議を進めさせていただきます。まず、会長の選出が終わりましたので、次に副会長の選出の方にうつりたいと思います。お手元資料で、資料の4の第5条のところに、審議会は会長・副会長1名を置いて、審議会の中から「互選」とするとなっており、今、会長を選びましたので、次に「副会長」を選ぶということになるのですけれども、ご意見があればお伺いいたします。何かございますでしょうか。

(意見なし)

平原会長 特にならなければ、なるべく私の分野と異なる視点から物を見ていただきたいということで、道下委員に副会長をお願いしたいと思いますが、皆様それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

平原会長 ありがとうございます。それでは道下委員に副会長をお願いしたいと思います。それでは、道下委員に副会長をよろしくお願いいたしますと思いますので、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

道下副会長 ただ今、副会長をおおせつかりました道下経枝と申します。何もわかりませんが、会長と一緒に勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

平原会長 ありがとうございます。私もつたないですけれども、副会長には、会長の代行ということで務めていただくこともあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、副会長は座席の方をお願いします。

それでは、審議に戻ります。

次第の2. 報告事項ですけれども、

(1) 生物多様性いしかわ戦略(平成26年3月策定)の推進について

新しい委員の方々をお迎えしておりますので、最初のところは、これまでの経緯とか踏まえて説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

自然環境
課長

本日は、平成 26 年 3 月に策定した「生物多様性いちかわ戦略」について、その進捗状況をご報告させていただきます。資料はお手元の A3 版の「生物多様性いちかわ戦略（平成 26 年 3 月策定）の推進について」2 枚と「パワーポイント」を使用してまいります。

報告の前に、「生物多様性いちかわ戦略」の策定に至った経緯と、本審議会とのかかわりなどについて少しご説明させていただきます。

まず、戦略策定の背景であります。1992 年（平成 4 年）、地球サミットにて「生物多様性条約」が採択され、日本もその締約国となりました。これを受けて 1995 年（平成 7 年）に策定されたのが生物多様性国家戦略です。また、2008 年（平成 20 年）には、国家戦略に基づいて生物多様性基本法が成立、施行されました。この基本法第 13 条において、地方自治体へ「生物多様性地域戦略」の策定について、努力義務が課されるようになりました。このようにして、条約から法整備が進められる中で策定されたのが、「生物多様性いちかわ戦略」です。

次に、環境審議会における審議の経緯ですが、いちかわ戦略は、平成 24 年度から 25 年度にかけて策定作業を行いました。平成 25 年度における審議を経て、平成 26 年 3 月にいちかわ戦略の策定に至りました。生物多様性地域戦略の策定は、千葉県内の市町村では、流山市、柏市に次ぐ 3 番目の策定となりました。そこで、戦略のタイトルにもあります「生物多様性」という言葉の意味ですが、環境省などでは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」と説明されております。

その一つ目は、海・森林・川など、生きものが暮らす環境である生態系が多様にあること。二つ目は、未確認も含め、推定 3,000 万種の生きものがいること。三つ目は、伝染病による絶滅や、繁殖率の低下を防ぐために遺伝子が多様にあること。これら三つが相互に結びつき、生きもの同士のつながりやその豊かな個性が、我々人間の生活に様々な恩恵をもたらしています。

それでは、資料に沿って戦略とその推進について、説明させていただきます。

市川市は、次の三つの目的から戦略を策定しました。一つ目は、市民共通の財産である地域の自然を、将来の世代へ引き継いでいくこと。二つ目は、地域の自然に根ざした文化や人々との協働意識を未来へつなげること。三つ目は、自然を軸とした様々な『つながり』の形成であります。根拠法令は、生物多様性基本法第 13 条に規定された、「生物多様性地域戦略策定の努力義務」となります。また、この戦略では 3 つの目標年次を掲げております。市が中心となり、市民や事業者など様々な主体との協働と連携によって、三段階の目標を順々に達成していきます。

短期目標は、2020 年に設定しております。この短期目標までに、市の施策に生物多様性への配慮を反映させます。

中期目標は、2025 年としております。国・県・近隣市と連携し、あらゆる公共事

業に生物多様性についての配慮を反映させます。

長期目標は、2050年としております。市民生活・事業活動・土地利用から国・県・市の行政活動のあらゆる場面まで生物多様性への配慮を浸透し、定着させてまいります。

次に、この戦略の体系についてであります。この戦略は、図の真ん中にありますように、スローガンである「人と生きものが自然の中でつながる文化のまち」を実現するために、4つの基本戦略を定めております。そして、これらの基本戦略の実現に向けた行動計画を定めています。この計画には、それぞれに2020年に向けた31の施策を設けており、それらの施策の所管部署と連携し、推進しております。

次に、推進体制についてであります。いちかわ戦略は、円形の図に示すように、市の内部の事業推進と併せ、市民や市民団体、事業者、教育研究機関などとの協働・連携によって、推進されております。生物多様性が配慮された市民生活や事業活動を普及・啓発すると同時に、自然環境を保全する担い手となる主体を養成し、推進体制を強化して参ります。

いちかわ戦略の進捗状況についてであります。お手元の資料と併せてご覧ください。

いちかわ戦略には施策が31本ありますが、スライドの表では、主な12本の施策をのせております。民有樹林地や巨樹巨木などの緑地保全に係る施策や、市民ボランティアの活動や市主催行事への参加に係る施策を掲げております。表の一番右側には、2020年目標を基準にした2015年における達成率を表しております。12本のうち8本が、およそ90%以上の達成率であります。残りの施策についても、市役所の関係課と連携して更なる推進を図って参ります。このような進捗管理は、庁内に設置した「生物多様性いちかわ戦略推進会議」にて行われます。図のように庁内の13部27課にわたる関係部署を招集し、実績の報告などを行っております。

次に、資料1-2をお開きください。

それでは、2枚目の資料に移らせていただきます。こちらでは、いちかわ戦略に基づいた自然環境課の事業内容について、ご報告いたします。自然環境課が行う最も重要な事業が、「生物多様性モニタリング事業」です。この事業では、平成27年度よりスタートし、市民・環境団体・事業者との協働で市内の自然環境調査を行っております。この事業では、市民らが調査した内容から得られたデータをもとにして、市川市の自然環境を把握し、いちかわ戦略の推進と進捗管理を図ることを最大の目的としております。また、この事業の最大の特徴は、市民らの参加を促すことにより、自然環境を保全する担い手となる市民らを増やしていくことを目的の一つとしていることが挙げられます。

調査の内容としては、市民が発見した生きものの情報を収集する「市民等モニタ

リング」と、自然環境課の専門員が市内の自然を定期的に調査する「ラインセンサス調査」の二つがあります。

今回は時間の関係から、「市民等モニタリング調査」について、主に説明させていただきます。こちらは、モニタリング調査で発見した生きものたちです。左上から、鳥類のヒバリ・コサギ、植物のキンラン、昆虫のオオカマキリの卵です。自然環境課では、自然環境の状態を把握する基準としてふさわしい生きものを「指標生物（しひょうせいぶつ）」と呼び、市民へ発見時の報告を呼び掛けております。

自然環境課では、市川市内の特徴的な自然環境ごとに指標生物を選定しております。その一つ目は「里山的景観」、二つ目は「草原・水辺」、三つ目は「樹林地」です。都市化が進んだ市川市の中で、「市川市らしい自然環境」を設定しました。こちらが、29種類の指標生物リストです。

では、調査の具体的な流れを説明いたします。調査へ参加する市民は、「調査員」と呼ばれております。この調査員の皆様へは、日常生活の範囲内で発見した生きものについて、報告をお願いしています。調査員は、指標生物を発見した時に、所定の方法で自然環境課へ記録を報告します。自然環境課では、専門員を中心にして、報告内容を確認・精査いたします。この情報は、市のGISシステムである「いちかわ生きものマップ」で一般公開されます。また、自然環境課から、調査結果を定期的に報告することで、調査員へフィードバックを行っております。しかし、調査員は自然や生物の専門家ではありませんので、調査結果にかたよりなどが生じる場合が考えられます。そのため、自然環境課では、専門員がラインセンサス調査を行い、この市民等モニタリング調査を補っております。こちらが、いちかわ生きものマップになります。このマップは、市のホームページで誰でも閲覧可能なように公開しています。季節ごとに新しいマップが公開され、年度別・季節別に生きものの発見情報を確認することができます。操作は簡単で、マップ上のアイコンをクリックするだけで、画面左側に生きものの名前や、発見者のID番号、写真、発見者のコメントなどが閲覧できます。

続いて、モニタリング調査の評価方法をご紹介します。まず、市民等モニタリング調査・ラインセンサス調査のそれぞれを集計・分析し、調査結果を作成します。

次にそれぞれの調査結果から、市内の生物多様性の保全状況を推定します。こうして、モニタリング調査全体の調査結果を作成します。

最後に、いちかわ戦略の施策の進捗状況と照合し、推進会議などで市役所内部の関係課へフィードバックを行い、施策の更なる推進を行っております。

また、自然環境は4～5年以上のスパンでの調査を行わなければ、その変化をとらえることができません。いちかわ戦略の進捗管理と併せて、モニタリング調査を継続してまいります。モニタリング調査員は、現在、一般市民49名、環境団体26

名、事業者 5 名の合計 80 名です。今後は「自然環境講座」や「生物多様性セミナー」など、自然環境課の各事業と連携し、調査員数の増加に向けて、取り組んでいきます。

それでは、平成 27 年度の調査結果をご報告いたします。平成 27 年度は、65 名の調査員に登録していただき、年間 388 件の報告をいただきました。まず地域別の報告数ですが、表のような結果となりました。自然が比較的豊かな北東部と北西部が多く、この数字がそのまま市内の自然環境の豊かさを表していると考えております。

次に、報告をもとにした生物多様性の評価ですが、自然環境課では次の 3 つの結論に至りました。

一つ目が、市川市内の草地の環境が少ないことが挙げられます。この要因としては、草地で餌を採るヒバリや、広い草地に生息するトノサマバッタの報告数が少なく、また、江戸川河川敷や大柏川第一調節池緑地など、一部の場所に限定されていたことが考えられます。

二つ目は、市内の中心的な自然環境はしっかりと保全されていることがわかりました。大町自然観察園や行徳近郊緑地といったフィールドでは、様々な生きものについて、まとまった数の報告がありました。今後も経年的な変化を観測してまいりたいと考えております。

三つ目が、哺乳類や爬虫類・両生類が減少していることがわかりました。その要因としては、宅地化が進むことによって哺乳類の生息環境が減少していることが考えられます。また、爬虫類・両生類の報告数が少なく、水辺や林が連続した環境が減少していることが考えられます。

次に、自然環境課が様々な主体と協働で取り組む事業について、紹介いたします。

自然環境講座では、全市民を対象にして、市川市内の自然と親しむきっかけを提供しております。大町自然観察園やじゅん菜池緑地など、市内の様々な自然を実際に訪問し、専門員から参加者へ生きものの解説を行っています。実績としては、平成 27 年度は講座を 6 回開催し、参加者 94 名でした。平成 28 年度はこれまでに 6 回開催し、参加者は 116 名となっております。残り 4 回の講座を開催予定です。

生物多様性セミナーでは、市内の事業者を主な対象としている講座になっております。生物多様性に配慮した事業活動を行っている企業の担当者を講師として迎え、市内の事業者へその経験やノウハウを広めることを主な目的としております。

開催実績はスライドをご覧ください。次回の講座では、セイコーインスツル株式会社様に、盛岡工場で行っている事業について、講演していただく予定となっております。

続いて、緑地保全に関係した事業を 3 つご紹介いたします。

一つ目の「緑のボランティア団体活動支援事業」では、市内に点在する里山の整備活動を行う環境団体の支援を行っております。団体数は現在 10 団体で、市川市民を中心に約 130 名が活動しています。

二つ目の「緑地等保全事業」では、山林の所有者で構成される市川みどり会と協定を結び、緑地保全に係る補助金の交付や、固定資産税の免除などにより、緑地保全を促進しております。

三つ目の「保存樹木協定制」では、一定の条件を満たしたクロマツや巨木の所有者と協定を結び、樹木の剪定費用の補助を行っております。

現在の保存樹木の本数は、177 本となっております。

最後になりますが、生物多様性や自然環境の保全については、市民一人ひとりの行動が結びつくことによって、大きな推進力となっていきます。市川市では、今後も市民参加を通して、生物多様性いちかわ戦略を推進してまいります。以上で、自然環境課からの報告事項を終了させていただきます。

平原会長 ありがとうございました。多少専門的な部分もありますので、疑義あるいはもう少し説明してほしいなどありましたら、挙手をお願い致します。

片岡委員 資料 1-2 の調査手法の 3. 調査員のところですが、事業者 5 名とありますが、5 社でなくて 5 名、できればどんな事業者なのか教えてほしいと思います。

また、平成 27 年度の調査結果であります。哺乳類・爬虫類・両生類が少ないとあります。この中の哺乳類は、昔はどんな種がいて、今はどんな種が確認できていないのか、教えていただきたいと思います。

また、全体的に報告数が少ないとありますが、平成 27 年度以前に同じように調査は行われていたのか、お伺いしたいと思います。

自然環境課 事業者 5 名という表現ですが、正確に申し上げますと、同じ業者の方でも個人で登録したいということで、分けてカウントし登録していただいております。この事業者には、学校で生物部の顧問を務められる先生や、先程生物多様性セミナーで紹介したセイコーインスツル株式会社様の環境部門の部長様などがいらっしゃいます。他のカテゴリーと比べて人数が少ないので、生物多様性セミナーを通して増加を図りたいと考えております。

2 点目の哺乳類が少ない点について、2002 年から 2004 年ごろにかけて実施した「自然環境実態調査」と比較しております。昨年度はモニタリング調査でアブラコウモリとホンダダヌキを調査したが、数字が減少しているということでした。今は手元に資料がないので、10 年前の調査結果についてこの場で申し上げられません

が、自然環境課ではこのようにデータを捉えております。モニタリング調査と同じような調査をこれまでやってきたかということですが、平成 27 年度まで市川市ではこのような調査を行っておりませんでした。平成 20 年度から平成 22 年度まで、河川遊水池等水生生物調査を実施したが、水生生物に限定した調査しか行っておりませんでした。

よって、里山や樹林地などのフィールドで多岐にわたる生きものの調査を行うことについては、10 年間スパンが空いてしまいましたが、ようやく平成 27 年度から再開したということになります。

平原会長 会長から補足しますと、全国レベルでは、環境庁時代から生きものの調査を全国でやっており、毎年実施されていて 10 万人が参加しています。基本データがどれだけあるかわかりませんが、全国なので市川市もその中に含まれていると思います。基礎データになるかわかりませんが、経年データとして参考にはできるのではと思います。

長友委員 哺乳類が減少しているということで、コウモリの話がされました。いちかわ戦略自体がまだ良く分からないが、(戦略の中に)つながりの形成と書かれている。多様性が維持できる環境を維持していくことだと思うが、何を狙っているのかお聞きしたい。生物多様性を維持していくためには、そのための環境を維持されていなければならない。一方で、農業を例に挙げると、農業が撒かれ土にしみ込み、川や海に流れ生物多様性が損なわれる。これを考えると、生物多様性維持を狙うなら、環境そのものを維持する活動も併せてやらなければ目標が達成できないのではと思うが、この戦略ではどこまでのことを取り組んでいるのか教えていただきたい。

自然環境課 自然環境に関する生物多様性面での保全・回復という点では、大町自然観察園など市川市内のまとまった自然環境フィールドを所管する庁内の課と連携し、生物多様性が回復できるような整備を推進していただけるように調整しております。直近では、昨日、大町自然観察園を管理する部署と協議の場を持ち、いちかわ戦略に基づき、生物多様性保全の理念を整備計画へ盛り込んで頂くように協議したところでございます。委員から「つながり」という言葉をおっしゃっていただきましたが、市川市は都市化が進み自然環境が点在してしまっているため、現在は中心となる自然環境をまず保全し、そこから周辺環境に波及させていきたいと考えております。農業についてのお話がありましたが、戦略の 31 本の施策でそこまでの広範囲なことをカバーしきれていないのが正直なところです。そこでまず、2020 年度短期目標に向けて現在の施策を推進し、2020 年度の施策レベルの見直しにおいて、委員

からご指摘いただいたことなどを検討していきたいと思います。

平原会長 これも補足いたしますと、農業は評価が難しい問題です。私の本業は環境社会学ですが、環境社会学の観点から考えると、日本では農業をやっていると生物多様性が増進され、動物種・昆虫種ともに生物が増えることがわかっています。東北で調査したところ、農業をしない時は動植物が 500 種類くらいいるのが、農業をやることによってだいたい 5～6 倍まで増えることがわかっており、農業の効果は意外と大きいと言えます。農業と相殺するかということだが、相殺するのは 3 分の 1 くらいなので、何もやらないくらいなら農業をやることで暮らしていける生きものがあるということで評価が非常に難しいところです。一番重要なのは、市川市としての独自の自然環境がどうなっているかということで、他の所にもいる生きものについては比較のデータとして用いればいいのだが、一番大事なのは市川市の固有の種がどうなっているかということなので、これらをチェックしていくことについては、会長としても要望を出したいと思っているところです。今はわかりにくいところもありますが、何年かしたらこのように進展していると報告できるのではないのでしょうか。特に植物は 1～2 年では反応がわからずかなり時間を取られてしまい、おそらく 2～3 年はかかるので、その後でデータを基にして議論をした方がいいのかなと思います。

後藤委員 今の意見と関係するのだが、市川の固有種というのはわかりますか。例えばイノカシラフラスコモなどありますが、その辺りも教えていただけますか。

自然環境課 イノカシラフラスコモについては、自然環境課がじゅん菜池緑地で保護保全事業を実施しております。また、じゅん菜池緑地ではじゅん菜を守る市民の会が活動しておりまして、直接イノカシラフラスコモに手を加えているわけではありませんが、イノカシラフラスコモが生育するじゅん菜池全体の環境について取り組みを行っていただいております。固有種というよりは絶滅危惧種になりますが、市川市には大町自然観察園のスナヤツメや、江戸川放水路のヒメイトトンボがいます。

自然環境課としては、生きもの全体のことも考えつつ、必要に応じて関係課と協議を図りながら、固有種などの保全について推進していきたいと考えております。

新井委員 資料 1-2 の 2 番ですが、取り組みの中で環境講座・セミナーを何回かやっていらっしゃる、非常に良いと思うのですが、参加者は全員大人でしょうか。広報いちかわ等に出すと、市民と共にといい、それを見て応募はあるのだが、大体は大人です。小さいお子さんや学生にも興味を持っていただきたいと思うので、そういっ

た方法があれば、やっていただきたいと思います。

平原会長 実は私もこの話を伺っていてそのように考えておりました。環境教育とからめてもう少し運動を展開した方が良いのではないかとということで、要望として出したいと思っておりましたので、その辺りも踏まえてご回答いただければと思います。

自然環境課 自然環境講座や自然環境課のその他の取組について、やはりご指摘の通り、参加者の大多数が大人です。ですが、一部では地域の小学生も参加しており、実際にモニタリング調査員となって定期的に報告していただいているお子様もいらっしゃいます。委員からご指摘のあった環境教育ですけれども、こちらは自然環境課独自の施策や、また環境政策課が行っている環境学習と連携して行っているところです。今年度は市内の小学校2校で出前授業を行い、私から真間川の水生生物について子どもたちにお話しさせていただきました。学校や大学ということでしたが、幅広い世代に環境教育が行きわたるように、今後も関係機関と連携して推進していきたいと考えております。

平原会長 それでは、他にないようでしたら次の議題に移りたいと思います。
2番の市川市環境保全条例施行規則の一部改正について、では、担当の方の説明をお願いします。

環境保全課長 それでは、報告事項の2番目といたしまして、私、環境部環境保全課長の北市より説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

「市川市環境保全条例施行規則の一部改正について」資料の2と資料の2の補足資料、この二つを用いて、ご説明をさせていただきたいと思います。

それではまず、資料2をご覧ください。

条例におけます土壌の汚染の防止に関する規制につきましては、土壌汚染対策法が規制対象としている物質について、法と同様の基準値を定めているところでございます。

今回、法律の規制対象としてクロロエチレンが追加されたことを受けまして、条例の施行規則を一部改正するものでございます。クロロエチレンにつきましては、特徴的なにおい、甘ったるいにおいのようなのですが、そのような臭気のある無色の気体で、ベンゼンやトリクロロエチレンなどと同様、揮発性がございます。主に、化学工業において塩化ビニル樹脂の原料として使われているということでございます。

次に、具体的な改正の内容についてご説明いたします。

資料の 2 の①から③にお示したとおり、3 種類の基準にクロロエチレンの基準を追加いたします。

まず、①といたしまして、土壤の汚染の有無の判断に用いる基準といたしまして「土壤溶出量基準」というものがございます。こちらにつきましては「検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。」そして、②といたしまして「地下水基準」については「1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。」そして、③といたしまして、汚染の除去等の措置を選択する際に使用する土壤溶出量の程度を表す指標であります「第二溶出量基準」。こちらを「検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。」と定めるものでございます。

改正の内容は、以上となりますけれども、土壤の汚染の防止に関する規制について、本日、お配りしております補足資料でご説明したいと思います。

1. の「規制対象とする物質」についてでございます。

規制対象物質の種類は 3 つに分類され、現在、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物が 11 物質、カドミウムなどの重金属等が 9 物質、チウラムなどの農薬等が 5 物質で、合計 25 物質でございますが、今回の改正により揮発性有機化合物にクロロエチレンが追加されることによりまして、合計 26 物質となる予定でございます。

次に、3. の「対象物質に係る各基準について」でございます。

今回、追加となるクロロエチレンにつきましては、資料 2 でお示したように (1) から (3) の 3 種類の基準になります。なお、今回の改正とは直接関係しませんが、重金属等につきましては、汚染土壤を直接摂取することによるリスクの観点から、(4) の土壤含有量基準も適用され、4 種類の基準がございします。

次に、補足資料の右側のページになります。4 番の基準適用のイメージでございます。

このイメージについては、ポンチ絵でちょっと表現しておりますけれども、このような基準の当てはめということでのイメージがございします。詳細については、後ほどこの図を見ていただければと思います。

恐れ入りますが、資料 2 にもう一度お戻りください。

改正の理由についてでございますが、冒頭お話ししたとおり市川市環境保全条例の土壤汚染防止に関する規制における対象物質及び基準につきましては、土壤汚染対策法に定める特定有害物質及び基準を適用しているところでございます。土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について、国の中央環境審議会によりクロロエチレンを法に基づく特定有害物質に追加することが適当である旨の答申がなされたことを踏まえ、クロロエチレンに係る基準等について平成 28 年 3 月に土壤汚染対策法政省令が改正されております。これにより、平成 29 年の 4 月 1 日付

けで施行される予定でございます。

クロロエチレンにつきましては、有害物質でございますので、法の改正に合わせて、速やかに条例の施行規則を一部改正する必要があると考えております。なお、施行日につきましては法施行規則等の施行日と合わせて、平成 29 年の 4 月 1 日を予定しております。以上をご報告させていただきます。

平原会長 ありがとうございます。今の説明について、何か不明とか確認したいことがございましたら、挙手をお願いいたします。

(後藤委員 挙手)

平原会長 では、後藤委員お願いします。

後藤委員 2 点ほどちょっとお尋ねしたいんですけど……。1 つは、補足資料ですかね。
左側の方なんですけども、第 1 種対象物質でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど全 11 物質と、その下に今回追加するクロロエチレンという風に書いている訳ですね。クロロエチレンの中にトリ、テトラも入るんでしょうか。
2 つ目がですね、今のクロロエチレンのところで、国際がん研究機関で LARC (エル・エー・アール・シー) でなくて、インターナショナルですから、IARC (アイ・エー・アール・シー) ですね。インターナショナル・エージェンシー・フォー・リサーチ・オン・キャンサーですから。修正をよろしくお願いします。

平原会長 お願いいたします。

環境保全
課長 国際がん研究機関のご訂正ありがとうございます。そのとおりです。修正をよろしくお願いいたします。

1 点目の方の質問ですが、クロロエチレンについて、トリとかテトラ、そういった物質と区別されてということになります。従来塩化ビニルモノマーと言われ、物質としては別の物になります。モノマー形式、単体のものですので、構造としては、分子式で C_2H_3Cl (シーツー・エッチスリー・シーエル) といった物質になります。

後藤委員 わかりました。ということはつまり Cl (シーエル) が 1 つだけです。

環境保全
課長 そういうことです。

後藤委員 モノクロロ、なんだろう。

環境保全
課長 モノクロロエチレンという表現です。

後藤委員 はい、わかりました。

(片岡委員 挙手)

平原会長 はい、どうぞ。

片岡委員 ご説明ありがとうございました。資料2の方なんですけれども、先ほど、クロロエチレンのご説明の時に、塩化ビニル樹脂の原料となるというふうにおっしゃられたと思いますが、市内あるいは近隣の市で、このクロロエチレンを原料とした工場みたいなもの、事業者というのはどのくらいあるんでしょうか。

環境保全
課長 お答えいたします。近隣市や本市にこういった事業所があるかどうか十分にはつかめてない状況です。国の中央環境審議会等の報告の中では、全国トータルで33事業所の取り扱いがあるということで、そのうち31事業所が化学工業、そして石油製品製造業が1事業所、倉庫業が1事業所ということです。これは、PRTTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）の届出として集計したものだということで把握しております。

片岡委員 すみません、追加なんですけど・・・その届出されているものは、この市川市の近くにはないということよろしいですか。

環境保全
課長 説明不足ですみません。これについては、具体的な場所が記載されていないものですから、それが近隣市にあるというところまでは把握できておりません。今後、有害物質の使用届出事業所への周知や市のホームページ等で、そういった物質が規制の対象となるということの周知を図って、把握していきたいと思っております。

平原会長 一応補足いたします。PRTTR法は、自分の工場がどれだけ有害物質を持ってい

るかを示すリスト（情報）なので、たぶん工場がどこかは、調べれば特定できると思います。ただ私もそういうデータベースがあったかどうか、どうも思い出せないんですが、法律上有害物質をこれだけ管理している、持っているという工場のリストですから、ある程度それは情報公開上、場所は特定できるようなデータになっているはずだと思います。ただ、塩化ビニルみたいなものだと、かなり大きい施設を造らざるを得ないんで、もしあるとすれば、沿岸部の大きいところでやるような、そういう産業だと思っています。

片岡委員 たびたびで申し訳ありません。私がどういう意味でこの質問をさせていただいたかと言いますと、やはり市川は、海から沿岸部の工場地帯を通して大変強い空気が、空気というか気流の流れが市内に向かってあると思うんですけれども、週末の木、金など、大気がくぐもるという現象が起きております。先ほど話に出ましたクロロエチレンは揮発性物質であるということでしたので、今回の基準とは別ですが、大気に対する心配というのもちょっと思いましたので、今後追加できるのであれば、市でもモニタリングなりをしていただきたいなと思った次第です。ありがとうございました。

平原会長 ご意見ございますでしょうか。
他にないようでしたら、つぎの議題に移りたいと思います。
次の議題は、(3) 次期クリーンセンター建設事業について、説明をお願いいたします。では、担当の方、説明をお願いいたします。

清掃施設
計画課長 では、説明させていただきます。清掃部清掃施設計画課長の川島といいます。宜しくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、次期クリーンセンター建設に関しまして、環境影響評価手続きについて、ご報告させていただきます。始めに、A4資料の3-2からご覧願います。

市川市では、クリーンセンターの老朽化に伴い、建替えを計画しております。このクリーンセンターはごみ焼却場でありますことから、千葉県環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの手続きが県の条例上必要とされております。

この資料3-2は、環境影響評価での手続き上の流れを示したものでございます。

では、そもそも環境影響評価とはどういうことかと言いますと、火力発電所や高速道路、そういった大規模な工事に伴い、事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査・予測、評価を行うなどの環境保全の検討を行うものでございます。そして、住民や行政機関の意見を取り入れながら、適正な配慮を行うための仕組みでございます。

この流れですが、まずは、始めに環境影響評価手続きが行われることを示します「事業計画概要書」を作成します。この①番のところです。その後、その事業計画に調査の方法について記載した「方法書」を作成します。この②のところになります。

この方法書では、現地調査の測定方法について記載しております。

例えば、大気質の測定地点を北側だとか、西北西に設置するとか、爬虫類の亀の捕獲場所はこの地点で良いのか、それは春夏秋冬の4回で正しいものなのか、景観の調査地点はどのようにするのかといった、調査をするところです。調査のイメージとしては、大気質とか土壌調査、騒音・振動・低周波、動物の調査、そういったものの調査を行っていきます。その調査の仕方がこれで良いのかということを考えるのがこの方法書です。この方法書につきましては、先般、公告・縦覧したところでございます。

この方法書の内容について、千葉県のアセス委員会が開催されまして、第1回と現地への調査が既に行われております。この県アセス委員会とは※1で、点線で記載させていただきますが、気象や騒音、悪臭、鳥類、景観、廃棄物等の16分野17名の学識経験者で構成されておまして、千葉県知事よりクリーンセンター建替え事業に関する諮問について調査審議し、答申する機関でございます。既に先月より委員会が開催され、一昨日の月曜日には、クリーンセンター周辺的环境を現地調査したところです。また、このアセス委員会と平行しまして、この方法書の周知として、今週の土曜・日曜日、11月12日、13日に方法書の概要について住民説明会を行う予定でございます。

今後のアセス手続きとしましては、この調査方法の確定後に、29年度に現地で実際に調査測定を行い、30年度に準備書の作成、31年度に評価書の作成とする計画でございます。

環境影響評価の手続きについては、報告は以上となりますが、恐れ入りますが、資料3-1、A3の資料にお戻り頂き、折角の機会ですのでクリーンセンター建設事業についてもご紹介させていただきます。

始めに、次期クリーンセンターの建設候補地です。

現在のクリーンセンターの南側でクリーンスパ市川との間の約17,000㎡で計画しております。施設規模でございますが、昨年度の基本構想作成時点での386t/日を計画しておりましたが、今年度作成します基本計画で更に精査してまいります。

次期クリーンセンターの施設規模は、現在の施設規模の600t/日から約3分の2というふうに大幅にダウンサイジング出来るものと計画しております。

概算工事費になりますが、平成26年度の実勢価格では、274億円と試算しました

が、これも今年度の基本計画で更に精査してまいります。

次に公害防止基準です。

次期クリーンセンターの自主規制値をこの様に計画しております。特徴的なところは、新たに水銀が法改正で加わったところでございます。一番下の $30 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (マイクログラム・パー・ノルマルリ्यूベ) 以下というふうに設定させて頂きました。

事業スケジュールになりますが、今年度基本計画を作成しまして、29年度事業手法を検討し、30年度、31年度に事業者選定の調査を行います。30年度以降、32年度から実際に事業者が決まりまして、4カ年の建設工事を行い、36年度からの稼動を予定しております。

処理方式につきましては、現クリーンセンターと同じ方式でございます、技術的に成熟されたストーカ炉方式を採用いたしました。

最後に処理フローのところをご説明致します。図の左側から右に流れていくイメージですが、プラットホームでごみを受入れ、ごみピットから焼却炉へごみを入れていきます。そこで熱せられた約 900°C の高温排ガスはボイラで蒸気に変換して、発電を行います。また、その排気ガスはエコノマイザ、いわゆる節炭器(せったんき)というところで 200°C 以下に急速に冷やされ、熱交換されて、ダイオキシンの合成を抑制します。その後、活性炭と消石灰を排ガス中に吹込み、水銀や硫酸化合物、塩化水素等を除去して、飛灰(ひばい)等をバグフィルタで集じん捕集します。そして、きれいな排ガスを煙突から流すという、そういう仕組みでございます。

以上、簡単ではございますが、次期クリーンセンターの環境影響評価の手続きとクリーンセンターの建設事業概要についてのご報告です。以上です。

平原会長 はい、これで大丈夫です。では、説明が終わりましたので、なかなか難しい問題でいろいろと疑義がございますとは思いますが、何か今の説明でわからない点だとか、正したいことがございましたら、挙手をお願い致します。

廣田委員 廣田でございます。ご説明ありがとうございました。施設の規模なんですけど、3分の2ということで、現状よりもかなり小さいものを想定しているようです。

ごみの資源化、減量化をこれから市民の方に周知し、これから進めていくということですが、それを見込んでのものであるのか、あるいは、今のよりもかなり効率が良いものになっていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

清掃施設
計画課長 ごみの減量化に清掃部を挙げて取り組んでいるところです。この処理規模の設定は、上位計画であります「じゅんかんプラン21」一般廃棄物処理基本計画に基づいて想定された平成36年度の排出量に基づいて、設定したものです。

ですので、ごみの減量化がこれからすぐに取り組んでいくという姿勢のもとで、この 386 t／日を設定させて頂いております。効率化という面は何でしょうか。

平原会長 枯れた技術とでも言った方がいいですかね、もう大体こういう分野はもうかなり枯れた技術になっていて、もうそんなに伸び代がないんで、前より少し効率が良くなったかなぐらいのものになっていて、それほど、ここ 20 年位大きな技術革新があまり見られてないので、せいぜいごみを焼いたやつから発電するだとか、せいぜいそれぐらいのプラスの機能しか、そうだ、専門家がいらっしゃるので。

小倉委員 逆に言うそうですね、成熟したイコール新しいチャレンジをしてない、ということもあってですね、技術的には例えば。

順番割り込んだようで悪いんですけどよろしいでしょうか。

まず、一点目は、そもそも普通の焼却しか考えていなくて、なぜガス化溶融炉（ようゆうろ）とかと比較していないか、比較してそれができない、あるいは、ダイオキシンとか残存減らしたいのであれば、ガス化溶融炉がいいという新しい技術があるのに、なぜ使用していないかというのを、まず、比較していただきたいと思います。

二点目に、それでも焼却炉が良いと言うのであれば、何故このストーカ炉にするのか、流動床（りゅうどうしょう）等も有りますよね、他に。それらによって、エネルギー、CO₂等の環境、後はコスト、その辺の比較をせずに、従来から成熟した技術だからといっても、ちょっと私は納得いかないかなと思います。

清掃施設
計画課長 機種選定の関係ですけれども、機種につきましては、現在、実際に市場に出回っている機種が、おっしゃるとおり、いろんな機種が出ています。

機種選定は非常に専門性と技術的な内容を含みますので、専門的知見を有する有識者からのヒアリングを行い、市川市に最も相応しい方式を検討したところです。

その検討の中では、今行われているストーカ方式、流動床方式、流動床ガス化方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、ストーカ炉に後付けの溶融炉、流動床に後付けの溶融炉、この 6 方式からですね、評価項目を定め、市川市の基本構想で定めた基本方針、市川市が望むべき焼却処理施設の特性を活かして、何が一番、最も市川市にふさわしいかを点数付けして決めたところです。この点数の評価につきましては、今、ホームページで 1、2 ヶ月くらい前に公表したところです。

手法としては、まず、色々な項目の中で、評価点を付けました。例えば、熱エネルギーの回収だとか、消費エネルギーの少ないという特徴があり、機種毎に、それぞれメリット、デメリットがございます。ストーカ炉で焼却するということは、ス

ストーカ炉は自燃（じねん）ですので、ごみのカロリーで一切燃料を使わずに焼却します。

ですので、今のクリーンセンターもごみを燃料として、一回火をつけますと 100 日以上ずっとごみで自燃します。それ以上、燃やしますと、ボイラやボイラ水管にススが溜まりますので、掃除のために一回焼却炉を停止するということです。

次にダイオキシン問題でかなり広まりましたシャフト炉式ガス化溶融炉ですが、コークスを直接ごみと一緒に入れます。そして、鉄の溶鉱炉（ようこうろ）の技術ですので、ドロドロになったもので、ごみも鉄分も全て下に穴を開けてドロドロ出して、出滓（しゅっさい）する。そういうような仕組みです。

ですので、CO₂の環境面、コークスの値段等で考えると、コスト的にシャフト炉が不利な面がございます。ただ、そういったところのコスト面、それから、エネルギーの回収、例えば、今、発電をかなりしていますけれども、シャフト炉は施設使用電氣量が必要となりますので、発電と場内での使用電氣で、そこでシャフト炉の方が弱いということもあります。

様々な面や事故やトラブルの問題や勿論建設費の問題もありますし、その後のライフサイクルコストの問題もあります。そういったものをすべて数値化して、定量評価、定性評価を行いました。

今回の審議会資料では、割愛して単純にこのようなストーカ炉というように書かせて頂きましたけれども、十分議論したうえで、ストーカ炉を採用したところです。以上でございます。

平原会長 よろしいでしょうか。

小倉委員 そのこれまでの資料は、また見させて頂くとして、ストーカ炉になったという所でも、さらに熱回収とかエネルギー回収についても、発電するというのが大前提にあるわけで、ここにある他の熱利用はそこからしか来ていないのですが、他の所も色々と廃熱（はいねつ）を取れるんですけど、この地域だともう少し低い熱の再利用をする意味はないと見なされたのですか。

清掃施設
計画課長 熱回収は、隣の余熱利用施設のところに、温水を流しています。ボイラからの 180℃、200℃の高温高圧蒸気になりますと、発電用の蒸気として使用していますが、それ以下の低温低圧蒸気の方は、温水として隣の温浴施設や温泉への熱利用としています。

次期クリーンセンターについても、更なる廃熱、まあ 90℃だとか、熱利用に今まで出来てない、例えば現在は、低圧蒸気復水器（ていあつじょうきふくすいき）で

復水に返すときに大気放出してますが、それを水冷式にするとか、そういったことも検討して、可能な限り、熱回収して有効に使っていきたいと考えております。

小倉委員　　そういうふうで有れば良いのですが、これで決まりというところとありますが、今言われたように検討されているのだったら結構だと思います。

平原会長　　これは一応アセスですので、ここで出た以上、もし疑義があれば、アセスの場でそれを提出してもらった方が、たぶん建設的なので、せっかくアセスやる以上は、こう一つ公告を出しているわけですから、こういう情報ですので、もし疑義があって、こういうふうにした方が良くないかとか、こういう方法論でやった方が良くないのかっていう場合は、その場で持っていったらいいと、折角アセスの制度を作っても、一応、私の直属の上司が環境アセスの非常に有名な者で学部長を今やっておりますので、ぜひこの機会に、何かありましたらアセスに直接提出して頂いて、議論を深めて頂いて、この制度をより実効的な制度にして頂ければというふうに思っています。他に、はいどうぞ。

石原委員　　ひとつコメントと質問をさせて下さい。

コメントは、小倉委員のおっしゃった焼却方式の話ですけれど、私もこの件は、非常に気にしていて、議会でも取り上げて何回も質問して、この建設事業について聞かせてもらっています。その中でガス化溶融炉、私も流動床式ガス化溶融炉がかなり効果的ではないかと、シャフト炉式じゃなくてね。その理由というのは、おっしゃるとおりの焼却灰の減量と、それからガスの無害化というか低害化ですね、これは当然良いと思っています。

金額の話では、川島課長も言っていましたけれども、金額的には実はあんまり変わらないのですね、じゃあ、何が変わるかというと、やっぱり安定性ということをかなり強くおっしゃっている。

市川市は、その安定性を採用したのですね。安定性っていうのは、確かにガス化溶融炉のトラブルが実際に起こった事実が有ったというのを聞いたのです。

ただ、そういうリスクが有るからそれでいいのかっていう議論はずっとしているところなので、これは更に基本計画をやる中で考えてほしいと言って有りますから、少し考えてくれていると思います。

それから、なぜ操業安定性をそんなに強く見たかって言うのは、4回の専門家委員とのヒアリングの中で、多くの方々が市川市には1箇所しか焼却施設がないので、もしトラブルが起こったときの操業が停まることを、非常に気にしているのですね。

これは考え様なので、僕は、そのぐらいは時間をかけて考えればできるかなと思っ

ていて、小倉さんにまた見て頂いて、研究して頂きたいなと思います。まだまだ技術のこれからの発展もあるしね。こういう新しい技術を採ることによって、非常に先進性があるとか、市川市が頑張っているという評価など色々な面が有るのでね。私は、出来る限りの研究は続けて欲しいって思っています。

それから、質問の方ですけれども、環境アセスは事業をするのが清掃部ということで、清掃施設計画課の方で進めているのですが、実際に評価するのは千葉県環境影響評価委員会ということで、こちらの方はきちんとやってくれる事は期待をするのですが、やはり、その前段階で色々な面で環境部との考え方を聞きたいのですね。

環境部というのは、事業部門が何かやるときにそれに対しては、ある意味、歯どめを掛ける、それはちょっとそのまま進んでもらっちゃ困りますよって言う部門、規制部門であって、事業部門は行け行けドンドンっていう部門ですから、この両輪がないと決して公平な取り組みにならないですね。そういう中で、事業部門、これはもう私の業務であるから、あるいは、私の分野だからっていうような感じで押さえ込んでしまうと、なかなかこう市民にとって良いことにならないんじゃないかと思っているんですが、そういう意味で、環境部との連携だとか、協力がどこまであるのか、あるいは環境部の意見をどこまで入れたものを作ってからそのアセスの委員会に出すのか、その辺の考え方と進め方をちょっと教えて下さい。

清掃施設
計画課長

ありがとうございます。処理方式についてはまた、色々と考えさせていただきます。アセスの方ですけれども、事業計画概要書というものを作った段階で、県の方から関係行政機関へ事業計画の概要は渡されます。

環境部との中ではこの事業計画概要書を作る前段階、方法書を作る前段階に、環境部と十分に協議を行っております。

具体的には、この方法書についての協議する概要については、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持という観点からは、大気、水質、騒音及び超低周波音、振動、土壌については環境保全課と、概要書の作成の準備段階から協議させて頂いております。

あと、生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全、植物、動物、陸水生物、生態系については自然環境課、また、人と自然との豊かな触れ合いの確保、景観等についてはまち並み景観整備課とかですね、人と自然との触れ合い活動の場については自然環境課に。環境部以外にも環境への負荷の量の程度で廃棄物に関しましては循環型社会推進課だとか、温室効果ガス等については環境政策課、残土については土壌汚染対策法も含め環境保全課と事前に協議をさせて頂いているところでございます。

石原委員 協議っていうのはね、こうやるからねって見せるだけじゃなくて、やっぱりちゃんとアイデアを吸い取って、決して、これがやりやすいからっていうんじゃないで、頑張って頂きたいと思うんだけど、そのあたり、しっかりやってほしいと思います。

平原会長 他、大丈夫でしょうか。

長友委員 規模がですね、現在のものから新しいものへ要は小さくなるだけで、特に新規性がないんですけれども、私は久々の建て替えなので、従前から新規性を盛り込んだらどうかということで、生ごみについては燃やさないで、メタン発酵させてエネルギーを取ると同時に消化液を使ってですね、堆肥を作って畑に戻せばですね、正に循環型社会の形成になるんですね。清掃さんで循環型社会推進課という組織があるんですけれども、循環してないんですね、燃やすということは。他の市町村でも、生ごみについては燃やさないで、メタン発酵させて発電をしたり、堆肥を作ったりしています。そういったことをこの市でも取り入れたらどうかということで、これまで検討して頂いたんですけれども、中心となる部分で、それを導入するのは難しいという回答を頂いてるんですけれども、やはり、パイロットプラントでもいいと思うんですけれども、新しい時代に向けた新しい事業を展開するようなことも、多分建て替えの事業の外なのもかもしれないんですけれども、市としてはそういった新しいことにも取り組んでいかないと、他の市町村に比べて後れを取る、魅力のない市になってしまうんですけれども。そういった新規性について、どのように今後、取り組んで行かれる予定か伺います。

清掃施設
計画課長 はい、生ごみ等を資源としたバイオガスや剪定枝（せんていし）等のバイオマス化というのも検討の中には有りました。但し、以前にもご説明したかと思いますが、生ごみのバイオガス化には、どうしてもガスホルダ等の敷地的にかなり面積が必要とします。また、その廃棄の中での水の処理が非常に難しいということで、ここが下水道区域であれば、そういった水の処理についての課題・ハードルは克服出来るのですが、水の処理がまず出来ないということと、敷地面積的な規模が厳しいということです。また生ごみだけを、収集する方法というのも一つの課題ではありますが、機械処理方式っていうのが、防府市ではやっておりますが、実際には生ごみも家庭ごみも全部入れて、そこから生ごみだけを選別するっていうのは、稼働しているのが全国で1箇所有るとは聞いていますけれども、色々課題はあると思ってます。あとは費用面での問題について、建設費用、それからライフサイクルコスト等も算出した結果、単純焼却の方が、市には望ましいという考え方で結論付けたところです。ただ、生ごみそのものにポテンシャルが有る事は間違いございません。

ですので、バイオマス系の剪定枝等の燃料出荷ということも含めて、ごみの発熱、発電のためのポテンシャルがあるって言うことは間違いございませんので、今後も焼却オンリーではなく、そういったところで外部の方の施設を利用した効率的な運営を目指していくことは考えております。以上でございます。

平原会長 どうでしょうか。では、一巡したようですので、これで他になれば、本日の会議題はこれで終了でございます。他になれば、これでこの審議会を閉会致しますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、審議会を閉会致します。傍聴人の方はいらっしゃらないので、このまま終了でよろしいですか。それでは、事務局にお戻し致します。

事務局 ありがとうございました。2点ほど事務連絡を行います。

次回の審議会の日程ですが、現在のところ未定でございます。日程が決まり次第、速やかにご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

2点目、本審議会の委員名簿の公開でございます。市川市審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、氏名及び所属・役職につきましては、委員名簿を市のホームページ上で公表するなど、一般の閲覧に供することについてご了承くださいよう、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の予定は全て終了しました。

本日はありがとうございました。